

わが国における外貨換算会計の展開 —外貨建金銭債権債務の換算を中心として—

井 上 達 男

I. はじめに

わが国は1960年代末まで、ブレトンウッズ体制のもとできわめて安定した円の相場を維持してきたことから、平価による一律換算の方法が一般的な方法であったと思われる。当時、外貨換算に関する規定としては、1936年2月に公表された臨時産業合理局・財務監理委員会「財産評価準則」第12章「外国貨幣に依る資産及負債」¹⁾があったにすぎなかった。このため、1960年代後半まで、わが国では外貨換算会計に関する研究がそれほど盛んではなかったように思われる。しかし、1960年代末になると、次第にブレトンウッズ体制にほころびがみられるようになり、為替変動に対する会計処理の指針が求められるようになってきた。国際通貨制度の変動期である1960年代後半から1973年までの間に、企業会計審議会は、外貨換算に関しての5つの「個別問題に関する意見」（以下、個別意見とする）を公表している。これらの意見は、当時の状況における暫定的あるいは一般的な外貨換算会計に関する取扱いを定めたものであるが、当時の研究論文および個別意見において示された基本的な考え方は、その後のわが国における外貨換算会計の基本的な方向をある程度定めるものであったように思われる。

現在、わが国における外貨換算基準である「外貨建取引等会計処理基準」²⁾

1) 新井清光稿「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集」『早稲田商学』第231号（1972年11月）409-410頁。

2) 大蔵省企業会計審議会『外貨建取引等会計処理基準・同注解』（1979年6月26日）。

(以下、「基準」とする)は、貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法および修正テンポラルなどを採用しており、国際会計基準や英米の外貨換算基準に比べると独特の特徴を持っているといえる。特に、貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法は、個別意見において原則的方法であったものが、「基準」においても引き継がれたものである。本稿では、特に貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法に焦点を当て、この方法がどのような経緯をもって提唱され、どのような理由から、わが国の「基準」に取り入れられたのかについて考察したい。

本稿では、まず、これらの個別意見が公表された背景となる国際通貨制度の推移を概観した上で、これら5つの個別意見の特徴、背景、その会計処理の採用理由および個別意見間のつながりについて当時の研究論文等を参考にしながらまとめていくことにする。そして、これらの個別意見における基本的考え方がどのような形で「基準」に引き継がれたのかを見たい。若干の私見を述べたい。

II. 国際通貨制度の変遷と外貨換算基準

1) 国際通貨制度の変遷

(1) ブレトンウッズ体制とその崩壊

金本位制度は、1914年の第一次世界大戦によりその機能を停止し、大戦後一時復活したものの1929年の世界大恐慌によって再び停止された。世界経済の国際的な協力体制の欠如は第二次世界大戦の一つのきっかけともなり、通貨および為替の安定を図るため国際通貨制度の設立に関心が寄せられていた。第二次大戦の終了が近付いた1944年7月連合44カ国の代表によって、「国際通貨基金協定」(以下、IMFとする)と「国際復興開発銀行協定」(AIBRD)の両協定が署名され、1945年12月末に35カ国の正式調印によって設立が確定した。これは、通常、ブレトンウッズ協定として知られている。

IMFの目的は、為替相場切下げ競争や貿易・為替制限や国際準備不足などを防ぐことであった。ブレトンウッズ体制は、固定相場制を前提とし、加盟国は

金または金とリンクした米ドルを基準とした自国の平価を宣言し、IMF に登録しなければならず、為替市場の運営に当たって、国際収支の基礎的不均衡が平価の変更を必要としないかぎり、為替相場を平価の上下1%以内に維持する義務を負い、平価の10%以上の変更についてはIMFの承認を要するのである。

ブレトンウッズ体制は、アメリカの経済力と米ドルの強さを背景に成り立っていた。しかし、アメリカの国際収支は、貿易収支黒字幅の縮小や民間直接投資および海外軍事支出の増加などを背景に、1958年頃から悪化の傾向を示し、米ドルに対する不安を助長し、英ポンドに対する不安とあわせて金投機を引き起こし、アメリカ政府は1961年1月に初めてドル防衛策を発表した。

また、1961年には西ドイツ・マルクとオランダ・ギルダーの切上げを契機にポンド危機がおり、ポンド支援のためにバーゼル協定が結ばれた。しかし、その後も毎年のようにポンド危機が発生した。1967年には、中東紛争をきっかけにポンド危機が発生し、11月18日に戦後二度目のポンド切下げ(14.3%)が発表された。ポンド切下げ後、投機の対象は西ドイツ・マルク、フランス・フランに向けられ、1969年8月にフランス・フランの切下げ(11.1%)、10月に西ドイツ・マルクの切下げ(6.3%)が行われた。このように、1960年代は、西欧諸国と日本の経済力の回復、進展とともにアメリカの経済力は相対的に低下し、これとともに米ドルの信頼が揺らぎ、ブレトンウッズ体制の問題点が指摘された年代であった。

1971年に入ってからアメリカの貿易収支の赤字が顕著になり、大量のドルが欧州市場に流入した。1971年5月に西ドイツ五大経済研究所協会がマルクの変動相場制を勧告し、シラー経済相がこの勧告は建設的であると発言したことを契機に、大幅なマルク投機が発生した。5月5日に、市場介入の効果もなく、ついに市場が閉鎖された。これに応じて、スイス、オーストリア、オランダ、ベルギーの各国で次々に市場が閉鎖された。結局、5月9日西ドイツ・マルクとオランダ・ギルダーは変動相場制に移行し、スイス・フラン平価切下げ(7.1%)とオーストリア・シリング平価切下げ(5.1%)の実施によって、ドル流入はいったん防止された。

しかし、1971年8月15日、ニクソン大統領は、ドルの金兌換を一時的に停止すると発表するとともに、世界各国の通貨当局に対して新しい国際通貨体制の改革を呼びかけた。このニクソン・ショックを契機として、欧州主要国の外国為替市場は一週間にわたって閉鎖された。再開後も、これらの市場を含め、各国とも多かれ少なかれ変動相場制を導入することになった。わが国の円も8月28日に変動相場制に移行し、ブレトンウッズ体制は崩壊したのである。

(2) スミソニア体制と変動相場制への移行

このような国際通貨制度の無秩序状態を立て直すべく検討が続けられ、1971年12月17日、18日両日にワシントンのスミソニアン博物館で開催された10カ国蔵相会議においてドルの切下げを含む通貨の多角的平価再調整が実現し、同時に、為替相場の変動幅が拡大された。この体制は、スミソニアン体制と呼ばれている。

この平価再調整では、1934年以来不動であったドルが金に対して7.89%切下げられ、アメリカの公定金価格は1オンス=35ドルへと引き上げられた。各国の通貨は米ドルに対してそれぞれ切上げられたが、なかでも円は16.88%の切上げとなり、従来の1ドル=360円から1ドル=308円となった。

このスミソニアン体制では、従来の平価とは別にセントラル・レートという制度を用いている。これは平価よりも設定・変更手続きが容易であり、各国が自国のセントラル・レートをIMFに通告し、実際の為替相場を市場介入によってこのセントラル・レートの上下2.25%の範囲にとどめるという約束である。スミソニアン体制は、各国が金との兌換性のない介入通貨とし、セントラル・レートをドル建てで設定する「米ドル本位制」であるといえる。

しかし、スミソニアン会議の後も、アメリカの国際収支は改善しなかった。また、翌1972年には、ポンドについてはスミソニアンでの通貨調整後もまだ過大評価であるという見方から、英ポンドの大量の売りによるポンド危機が起こり、6月23日に英ポンドは変動相場制に移行した。

また、1973年には、アメリカの国際収支がいっこうに改善されないことから、きわめて根強いドル不信を生じ、1月22日にイタリア・リラが二重為替相場制

に移行し、その翌日にはスイス・フランも変動相場制に移行した。2月にはいると、日本、西ドイツなどの諸国に大量のドルが流入し、再び世界的な規模でのドル危機が発生した。この結果、2月10日には、東京為替市場が閉鎖され、続いて12日から欧州各国の市場も閉鎖された。その後、2月14日に、米ドルが10%切下げ、日本円、イタリア・リラは変動相場制に移行するという形で各地の市場が再開された。

しかし、その後3月に入っても通貨不安はおさまらず、ドル不安の再燃により日本円、イタリア・リラ、英ポンドは単独でフロートすることになったほか、イギリス、イタリア、アイルランドを除く残りの EC 諸国およびスウェーデンが共同フロートすることになった。

以上にみたように、1960年代後半および1970年代の初めは、国際通貨制度が不安定な時期であり、その後の国際通貨制度の動向について予想がつきにくい状況にあったといえる。わが国でも、変動相場制へ移行したのは1973年であるが、最終的に変動相場制が定着し、国際通貨制度が安定したという認識が形成されたのは、1970年代末であるように思われる。

2) わが国における外貨換算会計の対応

それでは、次に、このような国際通貨制度の混乱期における外貨換算会計に対するわが国の対応について見てみよう。

1971年8月に変動相場制に移行するまで、わが国の円は1ドル=360円の上り下り1%の範囲内できわめて安定したこともあって、実務においては平価による一律換算が一般的に行われていたように思われる。したがって、外国通貨の平価の変更の場合を除き、外貨換算に関する問題はそれほど問題とはされなかった。

わが国において、企業会計審議会が、外貨換算に関する「企業会計上の個別問題に関する意見」(以下、個別意見とする)を初めて公表したのは1960年代の後半であった。その後1973年までに、企業会計審議会は、国際通貨制度の混乱および変更が生じる度に、その取扱いを定めた個別意見を公表している。1973年までに公表された個別意見は次の5つである。

1. 個別問題に関する意見第一「外国通貨の平価切り下げに伴う会計処理に

関する意見」(1968年5月2日)

2. 個別問題に関する意見第三「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」(1971年9月21日)
3. 個別問題に関する意見第四「基準外国為替相場の変更に伴う外国通貨資産等の会計処理に関する意見」(1971年12月24日)
4. 個別問題に関する意見第五「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」(1972年7月7日)
5. 個別問題に関する意見第六「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」(1973年3月29日)

その後1979年に、国際通貨制度として変動相場制が定着したことなどを背景として、一般的、包括的な外貨換算に関する会計基準として「外貨建取引等会計処理基準」(以下、「基準」とする)が公表されたが、「基準」ではこれらの個別意見から多くの考え方を引き継いでいると思われる。

これら5つの個別意見を大きく分けると、(1)平価切下げまたは円切上げおよび通貨調整といった著しい平価変更に関する個別意見と、(2)変動相場制および特定の国際通貨体制(スミソニアン体制)のもとでの通常の為替変動に関する個別意見というように、若干異なった2つの範疇に分けられるように思われる³⁾。

まず、著しい平価変更に関する個別意見としては、個別意見第一と個別意見第四がある。これらの個別意見が公表された状況は、外国平価の切下げまたは円の切上げというきわめて客観的な為替相場の変動に限定している点で、その

3) 新井清光教授も、会計目的の観点から、外国為替相場の変動の態様を次のように分けている。(新井清光稿「外国為替相場の変動と会計処理」『企業会計』第24巻1号(1972年1月)171頁。

態様1	……	通常の為替 相場の変動	{	(1)固定相場制の もとでの変動	{	(イ)IMF 協定下の変動 (上下1%以内) (ロ)ワインダー・バンド制の変動 (例えば上下幅3%程度)
			}	(2)変動相場制のもとでの変動		
態様2	……	著しい平価の変更	{	(1)切り下げ (2)切り上げ		

他の個別意見と異なっているといえる。

また、通常の為替変動に関する個別意見としては、変動幅制限の停止に関する外貨換算（個別意見第三、第六）とスミソニアン体制下での外貨換算（個別意見第五）に関するものがある⁴⁾。

以下、本稿では、5つの個別意見をこの2つに分けて考察した後に、個別意見がどのような形で「基準」に受け継がれたかについてみることにする。

Ⅲ. 著しい平価変更および通貨調整に関する外貨換算

平価の変更に関連する個別意見には、個別意見第一と第四がある。個別意見第一はポンドの平価切下げに対するものがあり、個別意見第四はスミソニアン体制へ移行するための多角的通貨調整に関するものである。本節では、個別意見における平価変更および通貨調整が行われた際の基本的な考え方についてまとめたい。

1) 個別意見第一（1968年5月2日）

個別意見第一は、1967年11月のポンド平価の14.3%切下げに対応するものである。これは、固定相場制のもとにおけるポンド平価の調整措置であるが、ポンドに対する円の実質的な切上げを意味している。個別意見第一は、円とポンドとの価値関係の変動にともなってポンド建ての資産・負債に関する会計処理をどのようにするかに関する指針を示している。個別意見第一では、ポンドの平価切下げに伴い、次のような会計処理を定めている。

(1) 外国通貨および外貨建金銭債権債務は、決算日現在の円換算額（新換算額）を付する。ただし、外貨建金銭債権債務のうち他通貨または金による保証約款が付されている場合等で実質的に切下げの影響を受けないものは除く。（なお、割賦販売債権および延払販売債権、特定の資産の取得と直接

4) 既にみたように、スミソニアン体制はセントラル・レートを中心とする変動幅を設けている点では固定相場制に属するものであるが、その変動幅はブレトン・ウッズ体制に比べて大きくなっており、個別意見においても変動幅制限停止の場合ときわめて似た取扱いが採用されているといえる。また、個別意見第五と第六では、平価の切下げ、切上げといった通貨調整に関する取扱いも含めて定めているが、やはり通貨調整については他とは区別して特別な取扱いを定めている。

結びついていることが明らかな外貨建金銭債務は除く。)

- (2) 外貨建保有社債その他の債権は、外貨建金銭債権に準じる。外貨建保有株式は、取得時レートによる円換算額を付する。(ただし、市場性ある一時所有の株式に関する低価法採用の場合は、取得価額と新換算額を比較する。)
- (3) 支店の財務諸表項目のうち外国通貨、金銭債権債務および有価証券については、本店と同様の換算額を付する。それ以外の資産については、取得時レートによる換算額を付する。(ただし、支店の固定資産が少額である場合等、本支店合併財務諸表の作成上の重要性が乏しい場合には、すべての資産に新換算額を付する。)
- (4) 収益および費用は、切下げ前に計上されたものは切下げ前の平均レートにより、切下げ後に計上されたものは切下げ後の平均レートにより換算する。費用性資産については、当該資産の取得時の為替レートにより費用価額を換算する。(ただし、重要性が乏しい場合には、すべての収益および費用を期中平均レートまたは決算日レートにより換算できる。)
- (5) 換算差損益は、切下げが行われた期の臨時損益として処理する。ただし、長期債務にかかわる換算差益から長期債権にかかる換算差損額を控除した残額について、翌期以降、長期債務の弁済額の割合に応じた額を当該弁済期の利益として計上できる。

個別意見第一に示された会計処理は、貨幣-非貨幣法に基づく会計処理が反映されているといえる。貨幣-非貨幣法は、アメリカにおいてヘップワース⁵⁾やNAA リサーチレポート⁶⁾が主張している方法であり、当時のアメリカの実務においても広く支持を得ている方法であった⁷⁾。個別意見第一において貨幣-非貨幣法が採用されたのは、ポンドの平価切下げという事態がすべての会計項目

に対して時価基準を一律的に適用することを必要とするほど大幅なものではなく、非貨幣項目について時価基準を探ることは、本支店間の経営成績や財政状態の比較を阻害し、さらに商法上の問題として、棚卸資産や固定資産を時価換算によって減額することが果たして許容されるかについて疑義があったからであるとされている⁸⁾。

また、個別意見第一において長期および短期を含むすべての貨幣項目を決算日レート（新換算額）で換算するよう定めているのは、平価の切下げが客観的な事実であり、かなり恒久的で決定的なものであるという認識からも支持されたと思われる。

次に、換算差額の取扱いについても、NAA リサーチレポートの結果を受けて、基本的に、貨幣—非貨幣法の考え方にに基づき、換算差損益を当期の臨時損益に含めることを原則としている。正味換算差損益を臨時損益として処理することを要求したのは、ポンドの切下げという平価の変更は、通常の実勢レートの変動とは異なって、かなり恒久的かつ決定的なものであるという認識に基づいたためであるといえる。また、「ただし書き」において換算差額を差し引いた正味の換算差損益の繰延も認めている。意見書が「ただし書き」で長期から生じた換算差益の繰延を認めているのは、換算差額の仮勘定的性格や会計原則上の保守主義思考、さらには商法上の債権者保護思想や税法上の租税負担能力配慮の思考によるものと説明されている⁹⁾。しかし、この「ただし書き」については、「当該残額を商法第287条の2の引当金として計上することができる場合にかぎって適法である」という付記が付されており、結局この取扱いは行われなかった。

2) 個別意見第四（1971年12月24日）

次に、個別意見第四は、スミソニアン体制への移行に伴う多角的な通貨調整等に対応するものである。既に述べたように、1971年12月にワシントンのスミ

8) 新井清光稿「為替変動会計に関する二つの意見書について」『早稲田商学』中島正信先生古希記念論文集（1971年12月）261頁。

9) 新井清光稿『前掲論文』261-262頁。

ソニアン博物館で行われた10カ国蔵相会議において、金価格は1オンス35ドルから38ドルに引き上げられた。同時に、円の対ドル・レートは16.88%切上げられ、1ドル308円を中心に上下各2.25%、すなわち301円7銭から314円93銭の間で動くことになった。個別意見第四は、「今回の措置がとられた日（12月20日）を含む決算期」だけに適用される暫定的な指針である。

個別意見第四でも、個別意見第一の考え方を基本的に引き継ぎ、原則として貨幣-非貨幣法の考え方を採用している。ただし、長期の金銭債権債務については取得時レートを付すことも認められているので、金銭債権債務の換算方法について次の二つの方法が選択できる。

- (1) 外貨建金銭債権債務については決算日レートを付する（いわゆる第一法）。
- (2) 外貨建ての短期金銭債権債務は決算日レートで換算し、長期の金銭債権債務は取得時レートで換算する（いわゆる第二法）。

金銭債権債務の換算方法としてこのような二つの方法が認められた背景について、当時、企業会計審議会幹事・大蔵省企業財務第二課長であった久保忠武氏は商法および会計学の立場から次のように説明している¹⁰⁾。

まず、基準外国為替相場の変更という措置は、平価の変更と同様であり、大幅な変更であるので、長期、短期のすべての外貨建金銭債権債務について原則的に決算日レートによる円換算額を付すること（いわゆる第一法）が妥当とされた。しかしながら、商法上の解釈もすべての債権債務について決算日レートを強制することは困難である。また、会計的な立場からも、今後の国際通貨状況等からかんがみて、すべての長期金銭債権債務について換算上げを強制することは妥当ではないといった理由から、ただし書きで長期の金銭債権債務を取得時レートによる円換算額を付すること（いわゆる第二法）が認められた。

会計学の立場からは、基準外国為替相場の大幅な変更の際には、長期、短期を問わず、原則的には、決算日レートにより換算替えすることが妥当であるが、

10) 久保忠武稿「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」について『企業会計』第24巻第2号（1972年2月）41-42頁。

5年、10年先等の長期金銭債権債務についてすべて強制することは、当時の国際状況等からみて妥当ではないとされるのである。ただし、長期債権債務に取得時レートによる円換額を付する場合には、一般投資者に誤解を与えないようにディスクローズさせ、決算日レートによる円換額との差額を貸借対照表に注記させることにしている。

次に個別意見第四では、外貨建ての資産・負債の換算によって生じた換算差額は、当期の損益として処理することが定められている。これは、長期金銭債権債務について取得時レートによる円換算額が認められているので、一時に換算差損益を生じさせ、それを繰り延べる実益が乏しいと判断されたためである。しかしながら、造船業、輸出プラント企業などを特定の業種にあっては、期中に到来する長期債権の回収による実現損および決算期後1年以内に回収期の到来する長期債権の換算差損の純利益のみならず、積立金等の合計額を超過するほどの巨額であり、一部の企業では資本の欠損を生ずるものもあると予想されるなど、今後の企業経営に支障を来すおそれも生じてきた。このため、企業会計審議会においては、一部の委員からこれらの換算差損は企業会計原則注解12にいう「臨時巨額の損失」に準ずるものと認められるので、特に法令を持って認められた場合には一定の繰り延べ経理を認めることも差し支えないとする意見が出された。審議の結果、これら換算差損が「臨時巨額の損失」に準じる場合には、法的措置により繰延経理を認める旨の付記がなされたとされている¹¹⁾。

個別意見第四においてこれらの会計処理が採用された背景には、スミソニアン体制移行に伴う通貨調整は長期的な通貨改革に関する合意にいたるまでの暫定的なものではあるが、10カ国の蔵相会議やIMFの決定、大蔵省告示による基準外国為替相場が1ドル308円へ改訂されたという事実から、取得時レートのまま据え置くことは妥当ではないと考えられた結果であるとされている¹²⁾。

11) 久保忠武稿『前掲論文』44-45頁。飯野利夫稿「「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資金等の会計処理に関する意見」詳解」『産業経理』第32巻第2号(1972年2月)43-44頁。

12) 飯野利夫稿『前掲論文』36頁。

以上、個別意見においては、その対象を平価の変更あるいは通貨調整に限定した場合、その為替の変動を客観的でかなり恒久的なできごととする考えから、原則として貨幣-非貨幣法を採用していた。ただし、国際通貨制度の趨勢が定まらず、将来的な外国為替の変動が不確実な時期には、長期の金銭債権債務を取得時レートによって換算することも例外的に認められていたことがわかる。

IV. 通常の為替変動時の外貨換算

それでは次に、平価の変更および通貨調整に限定せず、通常の為替変動時の外貨換算に関する個別意見についてみてみよう。通常の為替変動時に関する個別意見としては、為替変動幅制限停止時の個別意見第三と第六、スミソニアン体制下の外貨換算基準を示した個別意見第五がある。本節では、これらの個別意見における基本的な考え方とその背景について考察したい。

1) 個別意見第三 (1971年9月21日)

1971年8月のニクソン・ショック（ドル兌換停止宣言）を契機として、欧州主要国の外国為替市場は一週間にわたって閉鎖され、再開後も、各国とも多かれ少なかれ変動相場制を導入することとなった。わが国の円も8月28日に変動相場制に移行し、ブレトンウッズ体制による固定相場制は崩壊した。ただし、当時の状態では、変動相場制が今後も相当期間継続されるかあるいは平価の調整等が行われるかについて、各国政府の動向からみて早急に結論をうることが困難な状態であった。このため、個別意見第三は、近いうちに円切上げが実施されるという予測から、為替変動幅制限停止措置後に到来する決算期にのみ適用される暫定的意見であった。

当時、この暫定的な変動幅制限停止に伴い円が平価に比べIMF方式で6%台の円高の状況になっていたため、たとえば、造船工業業界では約2兆円、その他の業界を含めて約数兆円に達する外貨建債権を所有していたので、数千億円の為替差損が生じるのではないかと報道されていた¹³⁾。このような背景から、

13) 久保忠武稿「為替差損益の会計処理について」『企業会計』第23巻第12号（1971年10月）21頁。

産業界からは、業種別あるいは企業別にそれぞれ実態が異なるのでそれらに適合した会計処理を行うよう弾力的な措置を認める必要があるとする意見が強く要望されていた。これを受けて、個別意見第三でも、外貨建金銭債権債務の処理については、会社によって事情が異なっており、将来の円切上げの影響についても不明確であることから、変動相場の経過期間に限定して、次の三つの方法のなかから会社にもっともあった方法を選択することを認めている。

- (1) 外貨建長期金銭債権債務は取得時または発生時の為替相場（以下、取得時レートとする）による円換算額を付し、外貨建短期金銭債権債務は決算時の為替相場（以下、決算日レートとする）による円換算額を付す。
- (2) 外貨建長期金銭債権債務および短期金銭債権債務のすべてに決算日レートによる円換算額を付す。
- (3) 外貨建の長期金銭債権債務および短期金銭債権債務のすべてについて取得日レートによる円換算額を付すことも妨げない。

ここに初めて、(1)として、わが国の「基準」の特徴である貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法の原型が正式に示された。以下、これら3つの方法について、当時の論文にしたがって若干の補足を行う。

(1) 貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法

第一の方法は、戦前のフリーマーケット時代に一般的に行われてきた方法（流動-非流動法）であると説明されている。この方法の採用にあたっては、商法および会計学の立場からさまざまな見解が示されている。

まず、商法では、外貨建資産・負債等の換算について明確な規定は存在していないが、次のようなさまざまな解釈があるように思われる¹⁴⁾。

- (イ) 一般に公正妥当な会計慣行にゆだねられるとする説
- (ロ) 商法第285条ノ4の規定が適用されるとする説
 - (ロ-1) 債権取得時の為替相場で換算した債権金額によるとする考え
 - (ロ-2) 決算日レートによる円換算額によるとする考え

上記(イ)による場合には、会計学と商法との調整といった問題は生じないの

14) 久保忠武稿『前掲論文』24頁参照。

で、問題となるのは(ロ)の場合である。

商法第285条ノ4第1項では「金銭債権ニツイテハソノ債権金額ヲ付スコトヲ要スタダン債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキソノ他相当ノ理由アル時ハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得」と規定されている。この規定の解釈については、上記の(ロ-1)と(ロ-2)とがあるが、(ロ-1)が通説であると思われる。(ロ-1)によると、債権取得時の為替相場で換算した債権金額を付することが商法の原則であり、相当の理由があれば減額できるとする考え方が主張されている。この考え方によると、基準外国為替相場の変更が生じた場合、短期の金銭債権債務は相当の理由があるものとして決算日レートによる円換算額を付することが妥当である¹⁵⁾。しかし、長期金銭債権債務を取得原価のまま据え置くことも、決算日レートで換算することも任意であり、解釈上強制することは困難であるとする考え方が主張されるのである。

次に、会計学の立場からは、長期と短期とに分けて考えるべきとする意見が強く出されたとされている。すなわち、長期金銭債権債務については変動幅制限停止の間は変動為替制になるので、常に決算日の為替相場に換算することは妥当ではなく、やはり弁済時で実現されるものであるから、取得時レートで換算することが妥当であるとする意見でほぼ一致したのである。これに対して、短期金銭債権債務については、一年以内に弁済期が到来しあるいは回収期が到来するので、現在における為替相場の推移からみて取得時レートで回収あるいは弁済することは、はなはだ困難ではないかとする意見が強かったとされている¹⁶⁾。

個別意見第三において貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法が原則として採用された背景には、少なくとも次の2つの考えがあるように思われる。

まず第一に、個別意見第三は、為替相場の暫定的な変動幅制限の停止という

15) 短期金銭債権債務については、商法第285条ノ4第2項の規定「取立不能ノ虞アル時」を適用して、「取立不能の蓋然性が決定的になった」と考え、決算日レートを付すべきであるとする主張もある。しかし、これに対しては「取立不能」とは、債務者の財政状態の悪化を原因とするものであり、当てはまらないとする反論もある。(飯野利夫稿『前掲論文』36-37頁参照。)

16) 久保忠武稿『前掲論文』24頁。

将来に対する不確実な事実に関するものであり、個別意見第一のようにポンド切下げという半永久的で客観的な事実に対するものではないので、短期金銭債権債務のみを決算日レートで換算するという方法を暫定的に採用せざるを得なかったと思われる。

第二に、当時、アメリカでは貨幣-非貨幣法が次第に有力な会計実務として台頭していたが、日本には貿易に関してアメリカとは異なった環境が存在することである。特に、日本の場合には、外貨建てによる貿易取引の比重がアメリカに比べて非常に大きく、当時のような円切上げがあった場合、長期借入・貸付を短期借入・貸付と同様に扱くと、ばく大な損失が生じるというだけではなく、日本の経済状態を反映していない取扱いであるという考え方が、この背景にはあったように思われる¹⁷⁾。

(2) 短期・長期金銭債権債務への決算日レートの適用

次に、第二の方法は、外貨建ての長期金銭債権債務および短期金銭債権債務のすべてに決算日レートによる円換算額を付することである。業種によっては、債権と債務の組み合わせ、長期と短期の組み合わせがさまざまであり、すべてに決算日レートによる円換算額を付すことが実際的である場合もある¹⁸⁾。また、アメリカ公認会計士協会でもこの方法が採用されたことも、この方法が採用された背景にあったと思われる。この方法は、個別意見第一の貨幣-非貨幣法を受け継ぐものであり、当時の状況から考えると為替変動幅制限停止による円高は実質的には円切上げを意味しており、ポンド切下げに準じて処理することも妥当するものであると説明されている¹⁹⁾。

(3) 短期・長期金銭債権債務への取得時レートの適用

第三の方法は「ただし書き」に基づく取得時レートの適用である。すなわち、今回の措置は平価の変更と異なるものであるから、短期および長期の金銭債権

17) 染谷恭次郎・高橋吉之助・兼子春三・木村清・ハリー T. 川岡「会計時事研究 為替相場の変動に伴う会計処理」『企業会計』第23巻第12号(1971年10月)85頁。

18) 黒澤清稿「為替相場の変動幅制限停止に伴う会計処理に関する意見」解説『企業会計』第23巻第12号(1971年10月)16頁。

19) 久保忠武稿『前掲論文』24-25頁。

債務のすべてについて取得時レートによる円換算額を付すことも妨げないとするものである。

これは、過渡的な変動幅制限停止という経過期間において決算日の実勢相場で円換算することがほとんど不可能である業種を考慮したものである。たとえば、変動幅制限停止の段階での輸出入の契約がストップしている場合、為替変動リスクの負担のニゴシエーションがすすめられているような場合である。このような場合には為替損益を計上することにも問題の余地があると説明されている²⁰⁾。

また、この方法は、商法の解釈にもとづくもので、すべての金銭債権債務は取得時の為替相場による円換算額でも差し支えないとする考え方により、暫定的な取扱いとして認められたとされている²¹⁾。なお、投資者保護の見地から、短期金銭債権債務の時価基準による換算額を注記することを条件として、この会計処理が認められた。

(4) 為替差損益の処理

為替差損益は、当該換算を行った期の損益とし、換算差益の繰延は認められない。この場合、換算差損益を営業外損益とするか臨時損益とするかは企業の任意に任されている。また、正味換算差益の繰延が認められなかったのは、個別意見第三では企業の判断によって三つの換算方法のいずれかを任意に選択できるので、個別意見第一のような措置を講じる必要がないと考えられたからであるとされている。また、為替差損益を当期損益として扱うという規定は、税法上の制度と矛盾しないようにガイドラインとして示されたという説明や²²⁾、為替差損益の繰延が商法上認められるかについての疑義が強かったためであるという説明がなされている²³⁾。

以上に検討したように、個別意見第三では、三つの換算方法が並列的に示さ

20) 黒澤清稿『前掲論文』16-17頁。

21) 久保忠武稿『前掲論文』24-25頁。

22) 黒澤清稿『前掲論文』19-20頁。

23) 新井清光稿「為替変動会計に関する二つの意見書について」『早稲田商学』中島正信先生古希記念論文集（1971年12月）264頁。

れており、企業の事情に応じて任意の方法を採用できるようにすることによって、国際通貨制度の混乱に対するわが国企業の対応を助けているといえる。

2) 個別意見第五 (1972年7月7日)

個別意見第五は、スミソニアン体制下の変動幅の広い固定相場制における外貨換算を示している。過去の個別意見が暫定的であったのに対して、個別意見第五はスミソニアン体制が継続する限り、毎決算期において常に適用されるべき換算に関する一般会計基準として公表された²⁴⁾。

個別意見第五では、金銭債権債務の換算方法として次の三つを定めている。

- (1) 外貨建ての長期金銭債権債務は、取得時レートによる円換算額を付し、外貨建短期金銭債権債務は、決算日レートによる円換算額を付す。
- (2) 短期金銭債権債務に取得時レートによる円換算額を付することが相当と認められるときには、当該為替レートによる円換算額を付することができる。
- (3) 外国政府により通貨調整措置がとられた場合は、長期金銭債権債務について決算日レートによる円換算額を付することができる。

個別意見第五と第三は、同じく3つの換算方法を認めているが、個別意見第五は、貨幣-非貨幣法に流動-非流動法に加味した方法を原則的方法としており、他の方法の適用に条件を設けている点が異なっているといえる。以下、これらの3つの方法について若干考察する。

(1) 貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法

(1)の方法は、個別意見第三で採用された貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法であるが、個別意見第五では、原則的方法としてさらに明確な位置づけが与えられた。この点について、黒澤清教授は、理論的には金銭債権債務を決算日レートで統一的に一律に円換算するのが妥当であるとする考え方に賛成しながらも、個別意見第五で長期と短期に区別している理由として次の三つの理由を挙げている²⁵⁾。

24) 個別意見第三は8月28日から12月20日までの経過的处理を定め、個別意見第四は12月20日を含む決算期の経過处理を定める暫定的なものであった。

25) 黒澤清稿「外貨建資産等の会計処理の一般基準」『産業経理』第32巻第8号(1972年8月)120頁。

第一に、貸借対照表日から一年を越えて期限の到来する長期金銭債権債務の現金等価を測定することが困難であり、必要性もないからである。長期債権債務は、近い将来において為替による決済を必要としていないのであるから、現在の状態のもとでは、為替に対してニュートラルであり、為替の予測を必要とする時点まで、取得時レートのままに記帳すれば足りる。

第二に、長期金銭債権債務を、決算日レートで円換算して、巨額の換算損益を損益計算書に計上することは、かえって損益計算の正常な姿をゆがめるおそれがある。

第三に、長期金銭債権債務も、時の経過により期限に接近するにつれて早晩短期化し、決算日レートによる円換算を受けることになるのであるから、期間的費用収益配分の原則を準用するのが健全な会計政策であると考えられる。

黒澤清教授が示されたこれら3つの理由は、いずれも長期金銭債権債務の決算日レートによる円換算額の不確実性を指摘するものである。既に個別意見第三で検討したように、わが国の企業が外貨によって多額の輸出入を行っており、また為替変動の長期的な趨勢が明確でないという事情から生じるものであると思われる。

このわが国の事情という点について、個別意見第五の公表以前にいくつかの実態調査が行われている。これらの実態調査は、個別意見第五を作成するにあたって、その背景となるものであり、十分に考慮されたであろうと思われる。そこで、次に、実態調査の概要を示すことによって、外貨建金銭債権債務についてわが国の企業が当時どのような事情において、どのような方法を採用していたのかをみてみよう。

上場部上場審査課が1972年4月17日に公表した「外貨建て債権、債務の業種別調査結果の解説」²⁶⁾では、固定相場制から変動相場制への移行が上場企業にどのような影響を及ぼしたかを1971年9月期決算会社の626社を対象としてアンケート調査を実施している。この調査では、アンケート回収会社405社のうち

26) 新井清光稿「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集」『早稲田商学』第231号(1972年11月)117-121頁および表1~7。

外貨建債権、債務を有する236社について集計を行っている。このアンケート調査の結果によると、固定相場制から変動相場制への移行期に長期・短期債権債務いずれも取得時レートで円換算した会社は128社（54%）にのぼっていたことがわかる。しかし同時に、長期・短期債権債務をいずれも決算日レートで円換算した会社も79社（33%）存在しており、当時、さまざまな換算方法が採用されていたことがわかる（図表1参照）。

この期における全業種の外貨建債権金額合計は1兆5,140億円であり、このうち金額の多い業種は、輸送用機器8,220億円（うち造船8,159億円）、商社5,309億円（うち大手5社4,964億円）、電機558億円、海運252億円、非鉄金属・金属製品240億円であり、これらの5業種だけで1兆4,579億円に達し、全業種の96.3%を占めている。また、全業種の債権のうち5,689億円（37.6%）が評価替えされており、比較的評価替えを行っている業種は商社、海運、非鉄金属・金属製品である。比較的評価替えを行っていない業種は輸送用機器（造船）、電機、鉄鋼となっている。一方、全業種の外貨建債務金額合計は1兆7,495億円であり、金額の多い業種は、商社9,077億円（うち大手5社7,563億円）、鉄鋼2,104億円、電力1,765億円、石油1,723億円、輸送機器881億円であり、この5業種（1兆5,550億円）で全体の89%に達している。また、全業種の債務のうち8,831億円（50%）が評価替えされており、商社の評価債務7,714億円（87%）が圧倒的に多く、次いで海運、非鉄金属・金属製品となっている。債務を評価替えしなかった上位業種は鉄鋼2,012億円、電力1,765億円、石油1,723億円、商社1,363億円であった。

また、評価替えしなかった債権、債務を1ドル308円で換算した場合の差引為替差損益は、実際に計上された差引為替差損益よりもはるかに大きいことがわかる。両者の金額的な差の激しい業種は、石油、鉄鋼、非鉄金属・金属製品、輸送用機器（造船）、商社、電力であった（図表2参照）。

これらの結果は、当時、多くの企業が金銭債権債務を取得時レートで換算しており、特に、石油、鉄鋼、非鉄金属・金属製品、輸送用機器（造船）、商社、電力といった業種はその外貨建金銭債権債務を評価替えしていないことを示し

図表1 債権債務を有する236社の評価方法

	会社数	①		②		③	
		長期債権債務は取得時または発生時の為替相場 短期債権債務は決算日の為替相場	長期債権債務は取得時または発生時の為替相場 短期債権債務は決算日の為替相場	長・短期債権債務いずれも決算日の為替相場	長・短期債権債務いずれも取得時または発生時の為替相場	長・短期債権債務いずれも取得時または発生時の為替相場	長・短期債権債務いずれも取得時または発生時の為替相場
一項目を有する会社							
(1)短期債権	34社	0	0	17	17	17	17
(2)短期債務	20	0	0	5	5	15	15
(3)長期債権	1	0	0	0	0	1	1
(4)長期債務	8	0	0	1	1	7	7
小計	63(26%)	0	0	23	23	40	40
(5)短期債権・短期債務	51	0	0	33	33	18	18
(6)短期債権・長期債権	10	3	3	2	2	5	5
(7)短期債権・長期債務	5	2	2	1	1	2	2
(8)短期債務・長期債権	14	3	3	0	0	11	11
(9)短期債務・長期債務	3	1	1	1	1	1	1
(10)長期債権・長期債務	3	0	0	0	0	3	3
小計	86(36%)	9	9	37	37	40	40
二項目を有する会社							
(11)短期債権、短期債務、長期債権	23	6	6	6	6	11	11
(12)短期債権、短期債務、長期債務	21	6	6	3	3	12	12
(13)短期債権、長期債権、長期債務	3	0	0	0	0	3	3
(14)短期債務、長期債権、長期債務	4	0	0	0	0	4	4
小計	51(22%)	12	12	9	9	30	30
(15)長・短期債権債務	36(16%)	8	8	10	10	18	18
合計	236(100%)	29(13%)	29(13%)	79(33%)	79(33%)	128(54%)	128(54%)
四項目							

(注) (%) は、236社を100とした場合の数値である。

わが国における外貨換算会計の展開

図表2 業種別1社平均の債権、債務等

業種	外貨建債権		内訳		外貨建債務		内訳		為替差損益			債建、債務に 対する為替差 損益の割合		評価替えしなかつた債権、債務を1ドル308円で換算した場合の為替差損益			
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	為替差損	為替差益	差引	為替差損	為替差益	%	為替差損	為替差益	%
建設業	726	38	280	62	1,478	34	507	66	22	24	(+)	2	24	4.7	75	163	4.7
食料品	803	11	714	89	1,481	73	1,085	27	5	44	(+)	39	44	2.3	121	67	2.3
繊維業	2,409	75	594	25	6,984	27	1,862	73	94	66	(-)	28	66	3.5	100	864	3.5
パルプ・紙	3,267	12	2,884	88	3,411	46	1,839	54	25	69	(+)	44	69	4.4	487	310	4.4
化学工業	489	45	266	55	2,878	29	827	71	11	23	(+)	12	23	2.8	45	346	2.8
石油	1,105	-	1,105	100	43,079	-	-	100	-	-	-	-	-	-	186	7,271	-
ゴム・ガラス・粘土	193	42	111	58	2,472	7	171	93	2	8	(+)	6	8	4.7	19	388	4.7
鉄鋼	5,150	5	4,889	95	33,345	14	4,595	86	21	288	(+)	267	288	6.3	825	4,853	6.3
非鉄金属・金属製品	8,529	12	7,539	88	4,749	72	3,419	28	74	142	(+)	68	142	4.1	1,272	224	4.1
機械	310	66	106	34	601	22	136	78	13	8	(-)	5	8	5.9	18	78	5.9
電機	3,909	36	2,486	66	2,308	40	934	60	97	54	(-)	43	54	5.8	420	232	5.8
輸送用機器	63,950	2	62,913	98	9,721	13	1,299	87	59	75	(+)	16	75	5.7	16,019	1,422	5.7
(うち造船)	(116,456)	(-)	(116,456)	(100)	(12,574)	(-)	(-)	(100)	-	-	-	-	-	-	(19,875)	(1,816)	-
精密機器	218	85	33	15	947	75	708	25	8	51	(+)	43	51	7.2	5	41	7.2
商社	65,262	95	2,941	5	107,806	89	96,442	11	3,967	2,281	(-)	1,686	2,281	2.3	496	1,918	2.3
(うち大手社)	(99,275)	(100)	(-)	(-)	(151,263)	(100)	(151,263)	(-)	(6,332)	(3,635)	(-)	(-)	(3,635)	(6.4)	(-)	(-)	(2.4)
海運	12,875	96	497	4	5,876	90	5,304	10	746	316	(-)	430	316	6.0	84	96	6.0
電力	449	-	449	100	44,771	2	857	98	-	12	(+)	12	12	1.4	76	7,413	1.4
その他	732	32	496	68	3,347	11	368	89	9	23	(+)	14	23	6.2	84	502	6.2

(注) その他業種は、水産、鉱業、その他製造業、不動産、陸運、空運、倉庫運輸関連、通信、サービス業である。

ている。これらの調査結果は、黒澤清教授が貨幣－貨幣法を妥当であると主張しながらも、わが国の状況において長期金銭債権債務に決算日レートによる円換算額を適用するよう主張していないことを裏付けているように思われる。個別意見第五では、原則として貨幣－非貨幣法に流動－非流動法を加味した方法を採用することによって理論と実務の調整を図っており、わが国における外貨建金銭債権債務の換算についての基本方針を個別意見第三よりも明確していると思われる。

(2) 短期金銭債権債務への取得時レートの適用

次に、個別意見第五は、短期金銭債権債務について「相当と認められるときには」取得時レートによる円換算額を付することができるとしている。個別意見第五では、短期金銭債権債務への取得時レートの適用は「相当と認められる場合」のみに適用される例外規定である点が、個別意見第三との大きな相違となっている。

ここで、「相当と認められる」理由とは、保守主義の原則ならびに重要性の原則を適用すべき条件の生じた場合を指している²⁷⁾。

保守主義の原則の適用とは、短期金銭債権債務について決算日レートによる円換算を行う場合、換算差益が生ずる場合には、決算日レートに代えて取得時レートによる円換算額を付することができるということを指す。

重要性の原則の適用とは、取得時レートと決算日レートとの間の為替相場の変動幅が僅少な場合、または換算差損益の額が僅少である場合などで財務諸表に及ぼす影響が僅少である場合には、決算日レートによる換算替えを省略することができることを意味している。

個別意見第五は、短期金銭債権債務に取得時レートを適用できる場合を限定している点で、個別意見第三よりも企業による会計選択の幅をせばめており、通常の為替変動時における貨幣－非貨幣法に流動－非流動法を加味した方法の原則性が強まったといえる。

(3) 短期・長期金銭債権債務への決算日レートの適用

27) 黒澤清稿『前掲論文』120-121頁。

個別意見第五では、「外国政府により通貨調整措置」がとられた場合には、長期の金銭債権債務に決算日レートが適用できると定めている。「外国政府により通貨調整措置」がとられた場合とは、ヨーロッパ市場においてポンド不安の現象がおこり、イギリス政府によって変動為替相場制への移行の措置が講ぜられるにいたったという事情に対処するものである。このような特別な場合には、個別意見第四で採用した方針を適用できる余地を残したものである²⁸⁾。

個別意見第三では、短期・長期金銭債権債務に対する決算日レートの適用は企業の任意であったが、個別意見第五では、「外国政府により通貨調整措置」がとられた場合に限定している。このことから、個別意見第五は、わが国の個別意見の基本的な考え方として、通常の為替変動による場合には貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法を原則として採用し、平価の変更に通じる通貨調整の場合には短期・長期の金銭債権債務に決算日レートを適用するという考え方を明確に示したと思われる。

また、通貨調整措置の場合の取扱いを「できる」と任意規定にしたのは、通貨調整措置には変動相場制が含まれること、為替差益が生ずることがあること、多国間の調整ではないので通常は調整幅が小さいと考えられることなどを考慮したものである²⁹⁾。

個別意見第五では、個別意見第三と同様、換算によって生じた換算差損益は、当期の損益として処理している。

3) 個別意見第六 (1973年 3月29日)

個別意見第六は、1973年 2月14日に日本の外国為替市場が再び変動相場制に移行したことに対応したものである。個別意見第六は、個別意見第三と同じく外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見である。しかし、個別意見第三が多通貨間の通貨調整の帰趨も混沌していたという特殊な事情のもとでの暫定的な基準であったのに対して、個別意見第六

28) 黒澤清稿『前掲論文』121頁。「外国政府」とはアメリカ以外の政府を意味する。

29) 通貨調整措置には、変動相場制、平価の変更等が含まれる。(中島貞夫稿「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」について』『産業経理』第32巻第8号(1972年8月)126頁。)

は、変動相場制のもとでの一般的な会計基準を示したものである。

個別意見第六では、基本的に個別意見第五の考え方を引き継いでおり、外貨建金銭債権債務の換算について次の三つの方法が認められている。

- (1) 外貨建ての長期金銭債権債務は、取得時レートによる円換算額を付し、外貨建短期金銭債権債務は、決算日レートによる円換算額を付す。
- (2) 短期金銭債権債務に取得時レートによる円換算額を付することが相当と認められるときには、当該為替レートによる円換算額を付することができる。
- (3) わが国または外国政府により通貨調整措置がとられた場合およびその他為替相場に著しい変動が生じたと認められる場合は、長期金銭債権債務について決算日レートによる換算額を付することができる。

個別意見第六は、個別意見第五とほとんど同じである。唯一異なる点は、上記(3)における通貨調整がとられた場合を個別意見第五よりもさらに一般化し、「わが国または外国政府により通貨調整措置がとれた場合およびその他為替相場に著しい変動が生じたと認められる場合」に広げた点である。個別意見第五では「現行通貨体制のもとにおける」会計処理を示したものであり、個別意見第五の「外国政府」なかにはアメリカ政府は含まれないと解されていた。なぜなら、アメリカ政府による通貨調整措置は現行通貨体制（スミソニアン体制）に変更をもたらすからである。個別意見第六では、「現行通貨体制のもとにおける」という条件をはずしているので、日本およびアメリカの政府による通貨調整が行われた場合にも、同様の処理が認められることになる。

また、個別意見第六では、「為替相場に著しい変動が生じたと認められる場合」にも長期金銭債権債務を決算日レートによる円換算が認められることとなった。この為替相場の著しい変動とは、為替相場の変動によって帳簿上の円換算額と決算日レートによる円換算額との差が著しくなり、しかも、回復の可能性が少ない場合であると解釈されている³⁰⁾。

30) 飯野利夫稿「円変動相場制下の会計処理について—「個別意見第六」について—」『産業経理』第33巻第5号（1973年5月）123頁。

いずれにしても、個別意見第六では、変動相場制下の一般基準として、貨幣—非貨幣法に流動—非流動法を加味した方法を原則的に採用し、通貨調整あるいは為替相場の著しい変動が生じた場合のみ短期・長期金銭債権債務に決算日レートの適用を認めるという基本的な考え方が確立されたといえる。

V. 外貨建取引等会計処理基準（1979年6月26日）

個別意見第六公表後、ドル不安、マルクの平価切上げ、ドル安円高および円相場の乱高下などといった国際通貨情勢にとって激変の時代が続いたが、1978年にIMFの新協定が公表され、ついに変動相場制が定着するにいたったと考えられるようになった。また、同時に、企業の海外活動も、今後とも変動相場制を前提として行われていくという一般的理解も形成されたと思われる。そこで、外貨建取引、外貨建財務諸表に関する包括的で一般的な外貨換算の基準として「外貨建取引等会計処理基準」が公表されるにいたった。

本節では、金銭債権債務の換算に限定して「基準」と個別意見との関連について若干検討したい。

「基準」では、「外貨建短期金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額を付する。……外貨建長期金銭債権債務については、取得時または発生時の為替相場による円換算額を付する。」と定めている。すなわち、外貨建金銭債権債務の換算方法として貨幣—非貨幣法に流動—非流動法を加味した方法のみを採用しており、例外的方法は認めていない。既にみたように、貨幣—非貨幣法に流動—非流動法を加味した方法は個別意見第五、六において原則的方法として採用されていた方法であり、「基準」では明確にこの方法を受け継いだといえる。

この方法が採用された根拠は次のようにまとめられるだろう³¹⁾。

第一に、短期金銭債権債務については、開示主義の立場から決算日以降の短期間に回収または弁済されるべき円相当額を財務諸表に開示し、為替変動損益

31) 窪内義正稿「外貨建取引等会計処理基準」適用に当たってのいくつかの問題点について『企業会計』第31巻第9号（1979年9月）69頁。

を明示する必要がある。

第二に、長期金銭債権債務については、決算日から決済日までの期間が長く、その間の為替相場の変動の不確実性が大きいいため、各決算日ごとに換算し、換算損益を認識することはかえって企業内容について判断を誤らせる。したがって、長期金銭債権債務に取得時レートを付し、決算日レートによる円換算額を注記する必要がある。

第三に、換算差額を当期の損益として認識しないで繰延処理を行うことは、(1)繰延期間や償却の方法などの具体的な方法について問題がある、(2)商法上全く適法であるかといった繰延処理と商法規定との関係についての問題、(3)繰延処理の対象になる換算差額自体が変動的である等の問題がある。

これらの根拠は、第4節で見た通常の為替変動下における個別意見ときわめて類似していると思われる。

次に、「基準」が個別意見第五、第六と大きく違う点は、次の二つの点について例外規定を認めていないことである。

第一に、短期金銭債権債務について、個別意見第六では「相当と認められるときは」取得時レート等で換算できるとしていたが、「基準」ではこの例外規定が削除されている。「基準」がこの規定を削除したのは、保守主義よりも開示主義に重点を置いたからであると説明されている。「相当と認められるとき」という文言を入れると短期金銭債権債務の換算は決算日レートのいずれでも全く自由となり、事実上、利益操作の可能性を認めることになるので、これを防ぐためであると説明されている³²⁾。ただし、短期金銭債権債務については開示主義の立場から決算日レートで換算することが定められているが、為替換算差額は暫定的なものであることは否定的なものであることは否定できない。このような決算日レートによる換算から生じた差益をそのまま処分可能利益として、確定的な利益または実現利益として認識することは問題が生じる可能性がある。そこで、「基準」では、「為替相場の変動によって生じた換算差額が不確実なも

32) 新井清光稿「外貨建取引の会計基準」『企業会計』第31巻第9号(1979年9月)20-21頁。

のであるという考え方を考慮すれば、本基準によって算出された換算差額については、これを確定的な利益として認識するかどうかに関して別途の考慮を必要とする場合もあろう。」(前文二の1)と述べている。これは主として税法上の配慮を求める趣旨であると解されている³³⁾。

第二に、長期金銭債権債務について、個別意見第六では「通貨調整措置がとられた場合その他為替相場に著しい変動が生じたと認められる場合」に決算日レートで換算することを認めていたが、「基準」ではこの例外規定も削除している。これは「基準」が変動相場制のもとの通常の為替変動を前提としているからである。「基準」では、著しい為替変動が生じた場合には別途の措置が講じられるべきことを述べている(前文二の2)。

以上に見たように、「基準」では、開示主義の立場を初めて明示し、短期金銭債権債務を決算日レートで換算することを投資者保護の観点から理論づけている点や、例外規定を認めていない点で個別意見を理論的に一步進めたものとなっている。しかし、「基準」は個別意見第五および第六で示された通常の為替変動時における外貨換算の原則的方法を改めて認めたものとなっており、開示主義の立場を導入したものの実質的にはこれまでの個別意見を踏襲したものとなっている。このことは、わが国において長期金銭債権債務を決算日レートで換算することによってわが国の企業の経済的現実がゆがめられる可能性があるというこれまでの見解を「基準」が認めざるを得なかったことを示していると思われる。

VI. 結 び

本稿では、まず、わが国における外貨換算会計の展開を国際通貨制度の推移とともに概観し、外貨建金銭債権債務の換算に関するそれぞれの個別意見を(1)著しい平価の変更と(2)通常の為替変動とに分けて、その基本的な考え方および背景について考察した。その結果、次のようなことがらが明らかになったと思われる。

33) 新井清光稿『前掲論文』21頁。

1. 個別意見においては、その対象を平価の変更あるいは通貨調整に限定した場合、その為替の変動を客観的でかなり恒久的なできごととする考えから、原則として貨幣-非貨幣法を採用していた。ただし、国際通貨制度の趨勢が定まらず、将来的な外国為替の変動が不確実な時期には、長期の金銭債権債務を取得時レートによって換算することも例外的に認められていた。(個別意見第一、第四)
2. 変動相場制およびスミソニアン体制下の通常の為替変動の場合、貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法が原則として採用されていた。この場合、貨幣-非貨幣法は、通貨調整および著しい為替変動の場合に限定してその使用が認められてきた。(個別意見第五、六)

次に、わが国において、貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法は、通常の為替変動時における原則的方法として採用されてきた。この方法は、当初、個別意見第三において、為替相場の暫定的な変動幅制限の停止という将来に対する不確実な状態において暫定的に採用された。その後、この方法が通常の為替変動時における原則的方法として定着し、「基準」に引き継がれた。わが国において、この方法が採用された理由として、次のようなものがあげられるだろう。

1. 第一に、日本の場合には、外貨建てによる貿易取引の比重がアメリカに比べて非常に大きく、通常の為替変動が生じた場合に、長期借入・貸付を短期借入・貸付と同様に扱おうと、ばく大な損益が生じるというだけでなく、日本の経済状態を反映していない取扱いであるということ。
2. 第二に、わが国における経済事情においては、長期金銭債権債務の決算日レートによる円換算額は非常に不確実な金額であること。この点について、黒澤清教授が、(1)長期債権債務は近い将来において為替による決済を必要としていないこと、(2)長期金銭債権債務を、決算日レートで円換算して、巨額の換算損益を損益計算書に計上することは、かえって損益計算の正常な姿をゆがめるおそれがあること、(3)長期金銭債権債務も、時の経過により期限に接近するにつれて早晚短期化し、決算日レートによる円換算

を受けることを示して、長期金銭債権債務を取得時レートで換算することの妥当性を示しておられる。

3. 長期金銭債権債務を決算日レートで換算した場合には、不確実な換算差損益が生じる。これを当期の損益に含めると期間損益計算をゆがめる結果となる。しかし、これを当期の損益として認識しないで繰延処理を行うことは、(1)繰延期間や償却の方法などの具体的な方法について問題がある、(2)商法上全く適法であるかといった繰延処理と商法規定との関係についての問題、(3)繰延処理の対象になる換算差額自体が変動的である等の問題があること。

このようなわが国の事情は、長期金銭債権債務を取得時レートで換算する方が、わが国の企業の経済的現実をよりよく反映するという考え方を導いたと思われる。これに対して、アメリカでは、1960年代の後半、貨幣-非貨幣法が実務において次第に有力な方法となりつつあった。貨幣-非貨幣法は、流動-非流動法よりも明確な理論をもった方法であり、わが国における当時の論文でも絶えず貨幣-非貨幣法との比較においてわが国の外貨換算会計が議論されてきたように思われる。しかし、アメリカにおいて貨幣-非貨幣法が実務において定着したのは、在外事業体の連結の際に、在外事業体の財務諸表を貨幣-非貨幣法で換算することが企業の経済的現実をよりよく考えられたからである。NAA リサーチレポートが示すように、当時、在外事業体の現地通貨はアメリカのドルに対して一方的に弱くなりつつある状態が続いており、長期金銭債権債務を決算日レートで換算した為替差損益は実現する可能性が非常に高かったという背景があったからである。

最後に、国際会計基準 E32「財務諸表の比較可能性」³⁴⁾ (以下、E32 とする) と「基準」との関係について触れたい。わが国の公認会計士協会は、国際会計基準 E32「財務諸表の比較可能性」の趣旨書³⁵⁾の採択投票においても、国際会計

34) 国際会計基準委員会「公開草案第32号 財務表の比較可能性」(1989年1月公表)。
国際会計基準委員会「国際会計基準第21号 為替レート変動の影響の会計処理」(1983年7月公表)。国際会計基準委員会「公開草案第44号 外国為替レート変動の影響(案)」(1992年5月公表)。

35) 国際会計基準委員会「趣旨書 財務諸表の比較可能性」(1990年7月公表)。

基準委員会が長期金銭債権債務の取得時レート換算を認めていないことを反対理由の一つにあげている。また、外貨換算基準に関する国際会計基準の受入可能性について、アンケート調査³⁶⁾が行われている。その調査結果によると、E32にしたがって長期を含むすべての金銭債権債務を決算日レートで換算するように会計処理を変更することに対しては、許容できないとする企業が70社中23社（約1/3）、変更可能であるとする企業が70社中42社（約2/3）であった。そのうち、影響額が少なく、変更可能であるとした回答した企業が70社中37社で50%を超えていることは注目に値する結果である。しかし、逆に影響が大きいため変更できないとする企業も12社（約17.1%）あった。また、影響の大小にかかわらず変更は許容できないと回答した企業（23社）のうち、換算損益の実現可能性に問題があると回答した企業（19社）、不確実な換算損益を報告損益に含めない方が業績評価に有用であるという観点から変更を拒否している企業（20社）がきわめて多い。また、税法基準との関係や計算の手間といった事務手続上の理由から反対している企業もあった。このアンケート調査から、現在でも、取得時レートを支持する日本の企業は、換算損益の実現可能性をきわめて問題視しており、不確実な換算損益を当期損益に含めると業績評価に役立たないと考えていることがわかる。

長期金銭債権債務を決算日レートで換算することは、すべての企業に影響を及ぼす訳ではないので、多くの企業に受け入れられる可能性をもっている。しかし、これは、特定の業種にとっては非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。わが国では、外貨建取引による貿易の割合が高く、しかも、外貨建金銭債権債務の決算日レートによる円換算額およびその換算差損益の不確実性という問題を抱えており、決算対策のためだけに実現可能性の少ない為替差損益をヘッジすることは経済的現実を表さないということを、なんらかの形で考慮に入れる必要があるように思われる。

（筆者は関西学院大学商学部助教授）

36) 小島信史・清水孝稿「国際会計基準公開草案第32号適用に対する会計理論及び会計実務の問題点」『朝日大学経営論集』第6巻第2号（1991年）。